

国道292号（志賀草津道路）の通行規制について

1 概要

8月4日（月）午前5時50分、気象庁が噴火警戒レベルをレベル1からレベル2へ引き上げたことから、国道292号（志賀草津道路）を通行規制しています。

○ レベル引き上げに伴う影響

	噴火警戒レベル1 (活火山であることに留意)	→	噴火警戒レベル2 (火口周辺規制)
規制内容等	●火口付近立入禁止 (湯釜火口から500m以内規制)		●火口周辺立入禁止 (湯釜火口から1km以内規制)

2 通行規制の状況

(1) 開始日時

令和7年8月4日（月）6：45から当分の間

(2) 区 間

国道292号殺生河原駐車場前(草津町)から万座三差路(嬬恋村)の間、
約8.5km（別紙1のとおり）

3 今後の対応

※当面の間は、全面通行止めを継続します。

※火山の活動状況など、气象台からの情報も踏まえ、長期化する場合は草津町と連携しながら、時間帯を区切った通行など検討していきます。

